

●平成27年度注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2)有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式……原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券……時価のあるものについては、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、原価法(売却原価は移動平均法により算定)によっています。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によるほか、運用目的の金銭の信託については時価法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4)有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
- ・建物……定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は38年～50年です。
 - ・建物以外……定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。
- (5)無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (6)外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (7)引当金の計上方法
- ①貸倒引当金
貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積って算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

(8)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は1,741百万円です。
有形固定資産の圧縮記帳額は194百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|-----------------|------|------|------|
| 所有権移転外ファイナンスリース | 1百万円 | 0百万円 | 1百万円 |
- (3) 資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,522百万円を差し入れています。
- (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は649百万円です。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は262百万円です。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (8) 貸出金のうち、破綻先債権額は164百万円、延滞債権額は2,685百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- (10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,061百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- (11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,911百万円です。
なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は61百万円です。
- (13) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、102,441百万円です。
- (14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金33,040百万円が含まれています。

(15) 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,000百万円が含まれています。

3 獣益計算書に関する事項

(1)	子会社等との取引による収益総額	24百万円
	うち事業取引高	24百万円
(2)	子会社等との取引による費用総額	166百万円
	うち事業取引高	166百万円

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借用金は、主に自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部及び農業部のほかリスク統括部(審査・管理業務担当)により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク統括部(リスク管理業務担当)がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部(リスク管理業務担当)において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び金利リスクに関する管理諸規程に基づき、リスク統括部を主管部署として、当会の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金、預け金及び貯金については月次でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。

また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、99パーセンタイル値の金利ショックによるリスク量を毎月計測・管理しています。

これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っています。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(c) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,094百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM委員会及び資金運用検討委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるもの)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	955,707	955,561	△146
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	410	410	–
その他の金銭の信託	24,090	24,090	–
有価証券			
満期保有目的の債券	5,998	6,054	55
その他有価証券	488,171	488,171	–
貸出金	223,189		
貸倒引当金	△3,282		
貸倒引当金控除後	219,907	223,682	3,775
資産計	1,694,285	1,697,970	3,684
貯金	1,581,268	1,582,986	1,718
借用金	52,700	52,703	3
負債計	1,633,968	1,635,690	1,722

(注) 1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2.貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金39百万円を含めています。

3.貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金10,000百万円を含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式及び投資証券は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価額又は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

		貸借対照表計上額
外部出資		75,988百万円

(注)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 け 金	955,707	—	—	—	—	—
有 価 証 券						
満期保有目的の債券	6,000	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	38,112	51,328	50,091	52,664	56,172	185,681
貸 出 金	66,829	18,388	16,334	18,124	10,376	91,089
合 計	1,066,649	69,717	66,426	70,788	66,548	276,770

(注)1.貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)31,076百万円については「1年以内」に含めています。

2.貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等2,006百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	1,480,336	41,019	49,821	14	38	29
譲渡性貯金	10,000	—	—	—	—	—
借 用 金	—	—	—	2,700	—	50,000
合 計	1,490,336	41,019	49,821	2,714	38	50,029

(注)1.貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2.借用金のうち、期限のない劣後特約付借入金50,000百万円については、「5年超」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1)有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,998	6,054	55
	小計	5,998	6,054	55
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		5,998	6,054	55

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	3,425	6,507	3,081
	債券			
	国債	194,449	207,620	13,171
	地方債	19,985	20,952	967
	社債	104,121	110,189	6,067
	その他	82,431	87,398	4,966
	小計	432,276	467,401	35,125
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	667	616	△50
	債券			
	国債	—	—	—
	地方債	400	399	△0
	社債	—	—	—
	その他	11,751	11,575	△176
	小計	21,119	20,769	△123
合計		453,395	488,171	34,775

(注)上記差額合計から繰延税金負債9,610百万円を差し引いた金額25,164百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2)当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	262	—	86
債券	12,413	197	371
その他	772	36	10
合計	13,448	234	468

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	410百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	62百万円

(2) その他の金銭の信託

	(単位：百万円)				
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超 えるもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超 えないもの
その他の 金銭の信託	24,090	24,014	76	605	529

- (注) 1.上記差額合計から繰延税金負債21百万円を差し引いた金額55百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	689百万円
退職給付費用	110百万円
退職給付の支払額	△53百万円
制度への拠出額	△18百万円
期末における退職給付引当金	728百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,253百万円
年金資産	△525百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	728百万円
退職給付引当金	728百万円

c 退職給付に関する損益

勤務費用	110百万円
臨時に支払った割増退職金	12百万円
退職給付費用	123百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。

また、存続組合により示された平成28年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、238百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	666百万円
賞与引当金超過額	30百万円
退職給付引当金超過額	201百万円
県相互援助積立金超過額	816百万円
有価証券有税償却額	10百万円
未払事業税	76百万円
その他	29百万円
繰延税金資産小計	1,831百万円
評価性引当額	△1,511百万円
繰延税金資産合計 (A)	319百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,631百万円
固定資産圧縮積立金	△92百万円
資産除去債務	△0百万円
繰延税金負債合計 (B)	△9,725百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△9,405百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.70%
事業分量配当金	△7.16%
住民税均等割等	0.06%
評価性引当額の増減	△0.27%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.81%

9 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

●平成28年度注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2)有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により及び関連法人等株式り算定)
・その他有価証券……時価のあるものについては、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、原価法(売却原価は移動平均法により算定)によっています。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によるほか、運用目的の金銭の信託については時価法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4)有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
・建物………38年～50年
・その他………5年～18年
- (5)無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (6)外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (7)引当金の計上方法
- ①貸倒引当金
貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積って算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

(8)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

- (1)「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微です。

【追加情報】

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当年度から適用しています。

3 貸借対照表に関する事項

- (1)有形固定資産の減価償却累計額は1,737百万円です。
有形固定資産の圧縮記帳額は194百万円です。
- (2)資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,052百万円を差し入れています。
- (3)子会社等に対する金銭債権の総額は489百万円です。
- (4)子会社等に対する金銭債務の総額は398百万円です。
- (5)理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (6)理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (7)貸出金のうち、破綻先債権額は85百万円、延滞債権額は2,410百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (8)貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- (9)貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は887百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- (10)破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,382百万円です。
なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (11)割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。
これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は74百万円です。

(12)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、109,126百万円です。

(13)貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金33,040百万円が含まれています。

(14)借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,000百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項

(1)	子会社等との取引による収益総額	20百万円
	うち事業取引高	20百万円

(2)	子会社等との取引による費用総額	165百万円
	うち事業取引高	165百万円

(3)法人税、住民税及び事業税追徴額には、修正申告による追徴税の見積り額を計上しています。

5 金融商品に関する事項

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借用金は、主に自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、融資部及び農業部のほかリスク統括部(審査・管理業務担当)により行われ、また、定期的に理事会やリスク管理委員会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク統括部(リスク管理業務担当)がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部(リスク管理業務担当)において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び金利リスクに関する管理諸規程に基づき、リスク統括部を主管部署として、当会の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金、預け金及び貯金については月次でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。

また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、99パーセンタイル値の金利ショックによるリスク量を毎月計測・管理しています。

これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行なわれています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行なっています。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(c) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,762百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM委員会及び資金運用検討委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるもの)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず③に記載しています。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	985,377	985,002	△375
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	421	421	–
その他の金銭の信託	28,849	28,849	–
有価証券			
その他有価証券	503,004	503,004	–
貸出金	235,192		
貸倒引当金	△3,016		
貸倒引当金控除後	232,176	234,856	2,679
資産計	1,749,828	1,752,133	2,304
貯金	1,631,494	1,633,063	1,569
借用金	40,400	40,376	△23
負債計	1,671,894	1,673,439	1,545

(注) 1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2.貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金32百万円を含めています。

3.貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金10,000百万円を含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式及び投資証券は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価額又は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 賯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	75,988百万円

(注)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	985,377	—	—	—	—	—
有価証券	48,169	51,120	51,297	56,962	38,635	200,194
その他有価証券のうち満期があるもの	48,169	51,120	51,297	56,962	38,635	200,194
貸出金	68,696	24,989	22,509	13,832	15,168	88,229
合計	1,102,244	76,110	73,806	70,795	53,804	288,424

(注)1.貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)33,366百万円については「1年以内」に含めています。

2.貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,732百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,516,039	51,810	53,428	29	157	29
譲渡性貯金	10,000	—	—	—	—	—
借用金	—	—	2,700	7,700	—	30,000
合計	1,526,039	51,810	56,128	7,729	157	30,029

(注)1.貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2.借用金のうち、期限のない劣後特約付借入金30,000百万円については、「5年超」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1)有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,729	7,693	3,946
	債券			
	国債	192,786	202,556	9,770
	地方債	18,889	19,621	732
	社債	97,734	102,630	4,896
その他	61,984	65,871	3,887	
その他	38,503	46,421	7,917	
小計	413,626	444,794	31,168	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	267	255	△11
	債券			
	国債	15,046	14,484	△562
	地方債	900	894	△5
	社債	15,211	15,006	△204
その他	15,946	15,755	△190	
その他	12,090	11,813	△277	
小計	59,461	58,209	△1,252	
合計		473,088	503,004	29,916

(注)上記差額合計から繰延税金負債8,269百万円を差し引いた金額21,646百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2)当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	369	13	47
債券	10,593	117	191
その他	149	1	-
合計	11,112	132	239

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1)運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	421百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	36百万円

(2)その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	28,849	28,513	336	592	256

(注)1.上記差額合計から繰延税金負債92百万円を差し引いた金額243百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1)退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	728百万円
退職給付費用	95百万円
退職給付の支払額	△11百万円
制度への拠出額	△18百万円
期末における退職給付引当金	794百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,316百万円
年金資産	△521百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	794百万円
退職給付引当金	794百万円

c 退職給付に関する損益

勤務費用	95百万円
退職給付費用	95百万円

(2)人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。

また、存続組合により示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、234百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	609百万円
賞与引当金超過額	30百万円
退職給付引当金超過額	219百万円
県相互援助積立金超過額	834百万円
有価証券有税償却額	8百万円
未払事業税	71百万円
米国債為替差額	606百万円
その他	64百万円
繰延税金資産小計	2,445百万円
評価性引当額	△1,467百万円
繰延税金資産合計(A)	977百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△8,362百万円
固定資産圧縮積立金	△89百万円
資産除去債務	△0百万円
繰延税金負債合計(B)	△8,452百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△7,475百万円

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.73%
事業分量配当金	△7.59%
住民税均等割等	0.06%
評価性引当額の増減	△0.75%
修正申告による影響額	0.94%
その他	0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.84%

10 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。